# 個別規程 IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス

令和7年7月1日現在 株式会社インターネットイニシアティブ

## 第1条(品目)

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
タイプ F	URL フィルタリング機能(アルプス システム インテグレーション株式会社の製品を用いて提供する機能とします。)その他付加機能を提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスであって、最低利用期間を 1 ヶ月とするもの
タイプ V	アンチウイルス機能その他付加機能を提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスであって、最低利用期間を 1 ヶ月とするもの
タイプ FV	URL フィルタリング機能(アルプス システム インテグレーション株式会社の製品を用いて提供する機能とします。)、アンチウイルス機能及びその他付加機能を提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスであって、最低利用期間を 1ヶ月とするもの
タイプ F/CE	URL フィルタリング機能(アルプス システム インテグレーション株式会社の製品を用いて提供する機能とします。)その他付加機能(レポート機能の一部を除きます)を提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスであって、最低利用期間を 1 年とするもの
タイプ V/CE	アンチウイルス機能その他付加機能(レポート機能の一部を除きます)を提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスであって、最低利用期間を 1 年とするもの
タイプ FV/CE	URL フィルタリング機能(アルプス システム インテグレーション株式会社の製品を用いて提供する機能とします。)、アンチウイルス機能及びその他付加機能(レポート機能の一部を除きます)を提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスであって、最低利用期間を 1 年とするもの
タイプ X	URL フィルタリング機能(デジタルアーツ株式会社の製品を用いて提供する機能とします。) その他付加機能を提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスであって、最低利用期間を 1 ヶ月とするもの
タイプ XV	URL フィルタリング機能(デジタルアーツ株式会社の製品を用いて提供する機能とします。)、アンチウイルス機能及びその他付加機能を提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスであって、最低利用期間を 1 ヶ月とするもの

#### 第2条(最低利用期間)

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス契約」といいます。)における最低利用期間は、品目をタイプ F、タイプ V、タイプ FV、タイプ X 又はタイプ XV とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスにあっては 1ヶ月、品目をタイプ F/CE、タイプ V/CE 又はタイプ FV/CE とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスにあっては 1 年とし、その起算日は、課金開始日とします。

2 前項の規定にかかわらず、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス契約の期間中に次条(契約内容の変更)の規定に基づき、品目の変更があった場合には、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス契約について、当該変更後の課金開始日を起算日として、品目をタイプ F、タイプ V、タイプ FV、タイプ X 又はタイプ XV とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスにあっては 1 ヶ月間、品目をタイプ F/CE、タイプ V/CE 又はタイプ FV/CE とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスにあっては 1 年間の最低利用期間が設定されるものとします。

#### 第3条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目(最低利用期間を 1 ヶ月とする品目から最低利用期間を 1 ヶ月とする品目への変更スは最低利用期間を 1 年とする品目から最低利用期間を 1 年とする品目への変更の場合に限ります。)
- (2) 対象とする端末の数
- (3) 第1号及び前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

#### 第4条(利用条件)

契約者は、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく 必要があります。

- (1) IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの対象となるインターネット網との通信が行われる環境の設定
- (2) 前号の環境への契約者設備の設定
- (3) 第1号及び前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

2 前項に定める事項を契約者が遵守していただけない場合には、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスを提供できないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

3 契約者は、バイパスオプションを利用するにあたっては、当社と契約者との間で行う通信において、契約者のクライアント端末の IP アドレスが保持された状態でこれを行っていただく必要があることにあらかじめ同意するものとします。

#### 第5条(機器の選定)

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスのバイパスオプションにおいて提供する機器(以下この個別規程において「バイパス機器」といいます。)は、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの内容に応じて当社が選択して提供するものとします。

#### 第6条(機器の管理)

契約者は、バイパス機器につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、バイパス機器の停止、移動、取り外し、変更、分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、その他 IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの利用の目的以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、バイパス機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外でバイパス機器を使用しないこと
- (4) バイパス機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
- 2 前項の規定に違反してバイパス機器を亡失し又は毀損したときは、当該バイパス機器の回復又は修理に要する費用は、契約者が負担するものとします。
- 3 IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合には、契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内にバイパス機器を当社に返還するものとします。

#### 第7条(故障が生じた場合の措置)

契約者は、バイパス機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに、当社の指示があった場合は当該バイパス機器を当社に返還するものとします。

- 2 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する者がその原因を調査し、及び当該バイパス機器の修理又は交換を行うものとします。ただし、当該故障が軽微なものである場合には、当社の指示に従い、契約者に対応していただくことがあります。
- 3 第 1 項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたとき、又は第 1 項の調査の結果バイパス機器に故障がないことが明らかとなったときは、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 3.(2)に定める金額を支払うものとします。

#### 第8条(亡失品に関する措置)

契約者は、バイパス機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知 するものとします。

2 当社は、亡失品(第6条(機器の管理)第3項に定める返還がなかった場合の当該バイパス機器を含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

- 3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。
  - (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務は負わないものとします。
  - (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
  - (3) 亡失品についても、契約者は、第6条(機器の管理)第1項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

#### 第9条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを 提供します。

2 IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスには、次のオプションサービスがあります。

#### (1) バイパスオプション

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスを利用して契約者が行う通信において、当社が提供するバイパス機器を用いることにより、契約者のクライアント端末の IP アドレスを IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスのログに記録することができる機能等を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの。バイパスオプションにはタイプ 1、タイプ 1/CE、タイプ 2、タイプ 3、タイプ IIJ Omnibus(LB)及びタイプ IIJ Omnibus(Bypass)(以下この個別規程において IIJ Omnibus(LB)及びタイプ IIJ Omnibus (Bypass)を併せて「タイプ IIJ Omnibus」といいます。)の品目、並びに、タイプ PBB 接続(LB)及びタイプ PBB 接続(Bypass)の品目(以下この個別規程においてタイプ PBB 接続(LB)及びタイプ PBB 接続(Bypass)を併せて「タイプ PBB 接続」といいます。)があります。タイプ IIJ Omnibusの利用にあっては、1以上の IIJ Omnibus(LB)及び 1以上 4以下の IIJ Omnibus(Bypass)の利用の申し込みが必要です。タイプ PBB 接続(Bypass)の利用の申し込みが必要です。タイプ PBB 接続(Bypass)の利用の申し込みが必要です。

#### (2) 現地作業オプション

パイパス機器の設置場所において当社がパイパス機器の設定又は設置を行うオプションサービスであって、バイパスオプション(タイプ IIJ Omnibus 及びタイプ PBB 接続を除きます。)の契約者に対し、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(3) 認証サーバ連携オプション

バイパスオプションの品目をタイプ 2、タイプ 3、タイプ IIJ Omnibus 又はタイプ PBB 接続とするバイパスオプションの契約者が、契約者の認証サーバと連携して通信の記録等を行う機能をそのバイパス機器に付加することができるオプションサービスであって、別途当社が定める仕様に基づき提供するもの

(4) プロキシ用ドメイン登録オプション

当社が管理するドメインのサブドメイン名を契約者のプロキシサーバ DNS 名として当社が割り当て設定することにより、契約者が IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスにおけるプロキシ機能を利用することができるオプションサービスであって、別途当社が定める仕様に基づき提供するもの

(5) サンドボックスオプション

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスを利用して契約者が行う通信において、当社設備にて実行及び分析を行い、契約者の通信を制限できるオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(6) HTTPS デコードオプション

HTTPS を通信プロトコルとする別途当社が定める範囲の通信に対し、URL フィルタリング機能、アンチウイルス機能、その他付加機能を適用することができるオプションサービスであって、別途当社が定める仕様に基づき提供するもの

(7) リモート作業オプション

営業時間外に契約者の指示に基づくIIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの設定変更 (タイプをタイプ IIJ Omnibus 又はタイプ PBB 接続とする既存のバイパスオプションに対する、タイプ IIJ Omnibus (Bypass) 又はタイプ PBB 接続 (Bypass) の追加に係る設定を含みます。)を当社が別途定める仕様に基づき遠隔で実施するもの

(8) セキュアブラウジングオプション

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスを利用して契約者が行う通信において、当社が提供する分離環境設備にて Web コンテンツを実行し、契約者に対しレンダリング情報を応答するオプションであって、別途当社が定める仕様に基づき提供するもの

(9) ノード追加オプション

セキュアブラウジングオプションの契約者が、契約者の分離環境設備を追加するオプションであって、別途当社が定める仕様に基づき提供するもの

(10) ユーザ認証オプション

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスを利用して契約者が行う通信におけるユーザ認証機能等を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

#### (11) マルチリージョンオプション/基本機能

品目をタイプ V、タイプ X 又はタイプ XV とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの契約者に対し、当該 IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの冗長化を図るための設備を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(12) マルチリージョンオプション/基本機能/ノード追加

品目をタイプ V、タイプ X 又はタイプ XV とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの契約者のうちマルチリージョンオプション/基本機能の利用者に対して、マルチリージョンオプション/基本機能の拡張を図るための設備を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(13) マルチリージョンオプション/セキュアブラウジング

品目をタイプ V、タイプ X 又はタイプ XV とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの契約者のうちマルチリージョンオプション/基本機能及びセキュアブラウジングオプションの利用者に対して、セキュアブラウジングオプションの冗長化を図るための設備を提供するオプションであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(14) マルチリージョンオプション/セキュアブラウジング/ノード追加

品目をタイプ V、タイプ X 又はタイプ XV とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの契約者のうちマルチリージョンオプション/基本機能、セキュアブラウジングオプション及びマルチリージョンオプション/セキュアブラウジングの利用者に対して、マルチリージョンオプション/セキュアブラウジングの冗長化を図るための設備を提供するオプションであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

#### (15) 導入サポートオプション

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの導入における設定支援等を提供するオプションであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの。導入サポートオプションには、「ベーシック」と「アドバンスト」の品目があります。

3 バイパスオプションの利用における最低利用期間は 1 年又は 1 ヶ月(品目をタイプ 1、タイプ 1/CE、タイプ 2、タイプ 3、タイプ IIJ Omnibus とするバイパスオプションは 1 年、品目をタイプ PBB 接続とするバイパスオプションは 1 ヶ月とします。)、認証サーバ連携オプション、プロキシ用ドメイン登録オプション、サンドボックスオプション、HTTPS デコードオプション、セキュアブラウジングオプション、ノード追加オプション、ユーザ認証オプション、マルチリージョンオプション/基本機能、マルチリージョンオプション/基本機能/ノード追加、マルチリージョンオプション/セキュアブラウジング及びマルチリージョンオプション/セキュアブラウジング/ノード追加の利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。導入サポートオプションの利用における最低利用期間はありません。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、 当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

#### 第10条(解除の効力が生ずる日)

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス契約におけるセキュアブラウジングオプション契約が解除された場合には、当該 IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス契約におけるノード追加オプション契約は同日に解除されるものとします。

3 IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス契約におけるバイパスオプション契約が解除された場合には、当該 IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス契約における認証サーバ連携オプション契約は同日に解除されるものとします。

4 マルチリージョンオプション/基本機能/ノード追加の利用に関する契約において、マルチリージョンオプション/基本機能の利用に関する契約が解除された場合には、当該マルチリージョンオプション/基本機能/ノード追加の利用に関する契約は同日に解除されるものとします。

5 マルチリージョンオプション/セキュアブラウジングの利用に関する契約において、対象となるマルチリージョンオプション/基本機能又はセキュアブラウジングオプションの利用に関する契約のいずれかが解除された場合には、当該マルチリージョンオプション/セキュアブラウジングの利用に関する契約は同日に解除されるものとします。

6 マルチリージョンオプション/セキュアブラウジング/ノード追加の利用に関する契約において、対象となるマルチリージョンオプション/基本機能、セキュアブラウジングオプション又はマルチリージョンオプション/セキュアブラウジングの利用に関する契約のいずれかが解除された場合には、当該マルチリージョンオプション/セキュアブラウジング/ノード追加の利用に関する契約は同日に解除されるものとします。

#### 第 11 条(料金)

契約者が、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

#### 第 12 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

#### 第13条(保証の限定)

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスが常に可用であること。
- (2) URL フィルタリング機能が、契約者が好まざるすべての Web サイトへのアクセスを遮断し、及びそのアクセス情報を取得できること
- (3) アンチウイルス機能が、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性を有すること
- (4) サンドボックスオプションの検査機能が、その完全性、正確性及び契約者の利用目的 への適合性を有すること
- (5) セキュアブラウジングオプションの分離機能が、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性を有すること
- (6) マルチリージョンオプション/基本機能、マルチリージョンオプション/基本機能/ノード追加、マルチリージョンオプション/セキュアブラウジング又はマルチリージョンオプション/セキュアブラウジング/ノード追加において提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの 冗長化を図るための設備を提供する機能が、その完全性、正確性及び契約者の利用目的 への適合性を有すること
- (7) 導入サポートオプションにおいて提供する設定支援等が、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性を有すること

2 契約者は、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの利用によって次の事象が発生する可能性があること及び当社は当該事象について責任を負わないことに関し同意するものとします。

- (1) Web サイトへの http 及び https によるアクセスの速度が低下する場合があること
- (2) 本サービスの設定変更により、Web サイトへの http 及び https によるアクセスが中断 する場合があること

#### 第14条(機能の制限)

IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスが対応している通信プロトコルは、http、https 及び ftp(over HTTP)となります。

2 契約者が IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの利用の対象とする端末の数は、品目がタイプ F、タイプ V、タイプ FV、タイプ X 又はタイプ XV である IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス にあっては 10,000 以下とし、品目がタイプ F/CE、タイプ V/CE 又はタイプ FV/CE である IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスにあっては 500 以下とします。

3 IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスに係る契約者側のネットワークアドレスの数の上限は 200 とします。

4 バイパスオプションに係る契約者側のネットワークアドレスの数の上限は 200 とします。

5 契約者が利用しているインターネット網との通信帯域によっては、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの提供ができない又は制限される場合があります。

6 品目がタイプ F/CE、タイプ V/CE 又はタイプ FV/CE である IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスにあっては、同時接続数が 100 を超える通信に関しては本サービスの提供ができない又は制限される場合があります。

7 HTTPS デコードオプションを適用する場合においては、契約者は、アクセス先サーバから送信されるサーバ証明書によるサーバ確認を行うことはできません。

8 ユーザ認証オプションに係る登録ユーザー数の上限は 3000 とします。

9 ユーザ認証オプションと認証サーバ連携オプションは同時に利用ができません。

#### 第15条(利用環境保全)

当社は、契約者に提供する IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス環境の正常性維持を目的として、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス提供のための当社設備のリソース及びその状態、通信量の観測を行います。また、状況に応じて当該設備のログの調査を実施します。観測の結果、現在の契約内容では IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの処理性能の限界到達により、IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの正常利用を維持できない状態であると当社が認めた場合、その改善を目的として、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があります。

# 附則

平成21年1月1日施行

この契約約款は、平成21年1月1日から実施します。

平成21年4月1日変更

この契約約款は、平成21年4月1日から実施します。

平成21年8月1日変更

この契約約款は、平成21年8月1日から実施します。

平成21年9月1日変更

この契約約款は、平成21年9月1日から実施します。

平成 21 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成21年10月1日から実施します。

平成22年2月1日変更

この契約約款は、平成22年2月1日から実施します。

平成22年6月1日変更

この契約約款は、平成22年6月1日から実施します。

平成23年6月1日変更

この契約約款は、平成23年6月1日から実施します。

平成23年11月1日変更

この契約約款は、平成23年11月1日から実施します。

平成24年7月1日変更

この契約約款は、平成24年7月1日から実施します。

平成27年2月1日変更

この契約約款は、平成27年2月1日から実施します。

平成 27 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成27年12月1日から実施します。

平成28年1月1日変更

この契約約款は、平成28年1月1日から実施します。

平成28年6月1日変更

この契約約款は、平成28年6月1日から実施します。

平成28年8月1日変更

この契約約款は、平成28年8月1日から実施します。

平成29年1月1日変更

この契約約款は、平成29年1月1日から実施します。

平成29年2月1日変更

この契約約款は、平成29年2月1日から実施します。

令和2年7月1日変更

この契約約款は、令和2年7月1日から実施します。

令和3年2月1日変更

この契約約款は、令和3年2月1日から実施します。

令和3年9月1日変更

1この契約約款は、令和3年10月1日から実施します。

2 令和 3 年 9 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した品目をタイプ F 又はタイプ FV とする IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス契約においては、当社が指定する日までの間、デジタルアー ツ株式会社の製品を用いて提供する URL フィルタリング機能を利用することができるものとします。 ただし、同期間内に、当社が指定する方法でアルプス システム インテグレーション株式会社の製品を用いて提供する URL フィルタリング機能への切り替えを実施するものとし、かかる実施がなされない場合、URL フィルタリングは同期間経過後に自動的に切り替えられ、切り替え前の設定情報は失われます。

令和5年4月1日変更

この契約約款は、令和5年4月1日から実施します。

令和7年3月1日変更

この契約約款は、令和7年3月1日から実施します。

令和7年7月1日変更

この契約約款は、令和7年7月1日から実施します。

# 別紙 1 IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスにおける料金等 [第 11 条関係]

#### 1 初期費用

- (1) 基本サービス
- IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額
- (2) オプションサービスオプションサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

#### 2月額費用

- (1) 基本サービス
- IIJ セキュア Web ゲートウェイサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額
- (2) オプションサービスオプションサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

#### 3 一時費用

- (1) 第3条(契約内容の変更)に定める品目の変更があった場合には、品目変更手数料として一変更につき当社が別途契約者に示す金額
- (2) 第7条(故障が生じた場合の措置)第3項に基づくバイパス機器の故障等にあっては、当社が別途契約者に示す金額
- (3) 第8条(亡失品に関する措置)第2項に基づく亡失負担金にあっては、当社が別途契約者に示す金額
- (4) 第9条(オプションサービス)第2項第2号に定める現地作業オプションにあっては、現地作業オプションの内容に応じて当社が別途契約者に示す金額
- (5) 第9条(オプションサービス)第2項第9号に定めるリモート作業オプションにあっては、リモート作業オプションの内容に応じて当社が別途契約者に示す金額

# 別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 12 条関係]

#### 1 第 12 条第 1 項関係

第2条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1の2.月額費用(1)に定める金額

## 2 第 12 条第 2 項関係

第9条(オプションサービス)第5項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙1の2.月額費用(2)に定める金額